

## 学習会のお知らせ

# チェルノブイリ法・日本版

1986年に起きた旧ソ連・チェルノブイリ原発事故の5年後に、被災地は年1ミリシーベルトを超える被曝（ひばく）線量が推定される地域の住人の移住などを国が支援する通称「チェルノブイリ法」を定めました。一方、東京電力福島第一原発事故から8年になる日本では、年20ミリシーベルトを下回ったら避難指示を解除し、住民を帰そうとしています。なぜこのように、避難者の権利をはじめとする一人一人の権利が守られないのでしょうか？そして、私たちはこれからどのように行動をしていけばいいのでしょうか？

今、市民によってチェルノブイリ法・日本版を自治体条例で成立させようと運動が行われています。この運動を通して、市民の権利を守る制度について学びましょう。是非ご参加ください。（申し込み不要）

★日時：5月19日（日） 14:45～16:30

★講師：柳原敏夫弁護士

★会場：本郷文化フォーラム

アクセス：都営大江戸線「本郷3丁目」駅 5番出口 徒歩 約4分

・東京メトロ丸の内線「本郷3丁目」駅 2番出口 徒歩 約5分

住所：文京区本郷3-29-10 電話：03-5804-1656

★参加費：500円

★主催：NPO法人ふくしま支援・人と文化ネットワーク

<http://www.support-fukushima.net/>

電話：090-2171-4971

## <柳原敏夫さんプロフィール>

1951年新潟県長岡市生れ。弁護士。

2011年の3・11までは著作権を専門としていたが、311以後はふくしま集団疎開裁判の弁護団長、脱被ばく子ども裁判の弁護団として、ふくしまの避難者や子どもの人権を守る活動に市民とともに取り組む。現在は、市民が育てる「チェルノブイリ法日本版」の会共同代表として、全国に広める活動をしている。